

議案第124号

和解について

原子力損害の賠償に関する紛争について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

1 当事者 申立人 川崎市

被申立人 *****(株)株式会社

2 和解内容

- (1) 平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策に要した費用に係る和解金として、被申立人は、申立人に対し、30,400,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人に対し、前項の金員を、申立人が署名（記名）押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人は被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。
- (5) 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

3 和解理由

本件は、本市が原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申立てを行い、同センターから和解案が提示されたため、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成23年3月、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生したことにより、本市は、次に掲げる放射性物質対策を実施した。
 - (1) 平成23年3月以降、市内3箇所への放射線測定器の設置及び同測定器による空間放射線量の常時測定
 - (2) 平成24年3月以降、市民等への簡易型の放射線測定器の貸出し
 - (3) 平成25年3月、川崎区殿町3丁目地先の多摩川河川敷で発見された放射性物質による汚染箇所の除染
 - (4) 平成24年4月から平成27年3月までの間、環境局への放射線安全推進室の設置及び同室による放射性物質対策の推進
- 2 本市は、上記1の放射性物質対策に要した費用のうち、平成26年度分までのものに係る損害賠償金の支払について、被申立人と協議を行ったが、上記1(1)の平成22年度分及び平成23年度分を除き、損害賠償金の支払の合意に至らなかった。
- 3 本市は、平成30年12月27日、合意に至らなかった費用45,845,987円に係る損害賠償金について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争のあっせんを行う原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申立てを行った。
- 4 本件は、本市のあっせんの申立て以降、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介手続において、本市及び被申立人がそれぞれ主張及び立証を行い、同センターから和解案が示されたものである。